

Title	武蔵工業大學教授山形誠一氏提出學位請求論文審査要旨
Sub Title	A report on the doctorate thesis presented by Seich Yamagata
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.1 (1960. 1) ,p.114- 115
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600115-0114

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

武藏工業大學 教授 山形誠一氏提出學位請求論文審査要旨

著者の提出した論文は「國際協力機構史論」と題し、全五部計十三章七十八節に分れ、第一部・國際連帶思想の史的背景、第二部・國際協力機構の創設、第三部・第二次世界戦争と連合國間の協力、第四部・世界的協力機構の形成、第五部・國際社會における新發展——より成る。著者は本論文を通じて、國際連帶思想の發達過程を明かにし、次いで國際連盟において創設された國際協力機構が、第二次大戦を機に劃期的進歩を遂げるに至つた経緯を史論的に詳述し、現在國際連合によつて形成されている世界的協力機構を體系的に論述しているが、右世界的協力の構造論的究明は、この種専門的研究の分野に格段の業績を遺すものである。

本論文について特筆すべき箇所を具體的に述べる。まず第一部において古代ギリシヤ、ローマ、インドに生れた平和思想より第一次大戦に至る國際連帶思想についてその史的背景を敘述し、第二部において國際協力機構としての國際連盟の活動を詳細に取扱つているが、就中、我國の連盟脱退後より連盟解消に至る連盟十三年間の業績に關する歴史的論述は、從來、我國においては殆んど論及する者

のなく著者によつて始めて紹介されたというも過言ではない。

第三部において著者は、第一次大戦の時と異り第二次大戦において、連合國が、戦争遂行と共に戦後に創設すべき一般的國際機構を念頭に置いて行動したことは、第二次大戦の性格を規定する一要素であるとし、現在の國際連合の主要専門機關の設置が既に戦時中に行われた経緯について、即ち換言すれば連合國の殊に米國を首唱者とする戦後經營政策の面を、體系的歴史的に詳細論述している。

第四部は、著者の最も意を用いた部分といえる。著者は、先ず所謂世界的協力機構の構造を、國際連合それ自身、専門機關（政府間國際協力機關）及び民間團體（非政府間國際協力機關）の三者より成るものとしており、この點は從來の多くの論者と略々同趣旨であるが、この三者の地位については、從來殆んど列記的或は並列的に論じられ、殊に民間團體は前二者に對して從屬的或は附隨的地位にあるように、多く説かれていた。然るに著者は三者の有機的關係を協定及び協議關係設定という法的面より考察把握しつつ、この所謂協議的地位の實證に努めている。即ち世界の殆んどの民間團體が國際連合との關係を保持し、それぞれの技術的専門的立場より國際連合を通じて世界平和の維持に貢献している點を、具體的實證的に論述しているが、この從來むしろ過小に評價されている民間團體の地位は、著者によつて始めて他二者に對する比重の置き方を高められ

たものといふべく、その所論は、國際連合民間團體（非政府間國際協力機關）に對する我國最初の専門的研究と相俟つて、本論文の價値ある點の一つである。

從來の論者が、ややもすれば國際連合の機構及び活動の政治的面に重點を置き勝ちなのに對し、例えばジュネサップ教授の如く、經濟的活動にこそ國連活動の眞の意義を見出そうとする考え方もあるにはあるが、著者の如く非政府機關の組織及び活動を重視して、民間世論の動向が世界の平和維持に貢獻する役割の少くないことを、學問的記述を通じて強調しようとする努力は、高く評價さるべきである。

第五部において著者は、國際平和のために主權が制約される方向にある事實を、條約取極成立手續の形式の變遷、從屬地域における後進諸民族の訴願權というが如き、國際連盟時代及び國際連合出現以後の慣行に本づいて、實證的に論述している。

要するに、著者は國際連帶思想の發生より國際連盟を経て國際連合に至る國際協力機構を歴史的に研究し、更に現時の國際連合の複雑な諸機構を總括的に検討説明し、殊に從來比較的輕視されている非政府機關の研究において多くの未開拓の分野を開拓しているが、一面本論文の内容については、例えば國際司法機關の業績追求に稍々不十分なものが見られる等、若干遺憾の點もうかがえる。然しな

がら本論文の全般を通じて示されている著者の國際政治史論上の學識は、法學博士の學位を與えるに十分なものと認める。

昭和三十四年九月二十五日

主査委員 慶應義塾大學法學部教授 法學博士 英 修道

慶應義塾大學法學部教授 法學博士 前原 光雄

慶應義塾大學法學部教授 島田 久吉